

平成 2 2 年 度

エネルギー使用合理化事業者支援事業
認定要領及び導入計画認定申請書記載例

- ・ デジタル式GPS-AVMシステム普及によるエネルギー使用合理化事業

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

国土交通省
自動車交通局旅客課

平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の公募について

平成22年3月
国土交通省自動車交通局旅客課

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が平成18年度から実施しているタクシーに関する平成22年度のエネルギー使用合理化事業者支援事業を公募します。

本事業は事業者が計画した「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費（リプレースに限る）について、あらかじめ国土交通省の認定を受けた事業に対して、経済産業省の国庫補助金がNEDOを通じて交付されるものです。

1. デジタル式GPS-AVMシステム普及によるエネルギー使用合理化事業

（1）補助対象事業

「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費（リプレースに限る）を補助する単年度事業であって、国土交通省の事業計画認定を受けたもの。

（2）補助対象事業者

現に使用されているタクシーの運行管理・配車システムをCTIを活用したデジタル式GPS-AVMシステムへ代替し、エネルギー使用合理化事業を実施する次に掲げる事業者（以下「タクシー事業者等」という。）。

- ①一般乗用旅客自動車運送事業者
- ②一般乗用旅客自動車運送事業者からなる事業協同組合
- ③無線共同配車センター

※タクシー事業者等がデジタル式GPS-AVMシステム普及によるエネルギー使用合理化事業に参加するための要件（認定要件）

- ①補助対象事業のシステム機能は、CTIを活用したタクシー専用のGPS-AVMシステムであって、次の機能を有するものであること。
 - ・ 基地局において、衛星を利用しタクシー車両の現在位置、進行方向、空車・実車等の運行状況を地図画面により自動管理し、運行管理及び自動配車を行う機能
 - ・ 基地局において、配車位置、道路状況等から最適な配車車両の検索を行う機能
 - ・ 基地局から移動局たるタクシー車両へ、音声／メッセージ等による配車指示を行う機能

う機能

- ②補助対象事業のシステム対象車両数は、事業を実施しようとする営業区域の全タクシー車両数の1割以上（ただし、50両以上であること。）又は事業を実施しようとする営業区域において100両以上の車両について、運行管理・配車を行うシステムであること。
- ③デジタル式GPS-AVMシステム機器の仕様（ソフトの機能も含む）及び導入台数を決定していること。
- ④前々年度（20年4月～21年3月）の総燃料使用量及び総走行距離、迎車走行距離の実績（タクシー事業全体）を把握していること。
ただし、迎車走行距離の実績がない場合は、少なくとも直近3ヶ月以上の迎車走行距離を実測（原則全車両分）していること。
- ⑤下記の省エネ効果を別紙4で説明出来ること。
「総走行距離燃料消費量を1%以上削減すること」かつ「1%以上の削減分が迎車燃料消費量の削減であること」
- ⑥申込みまでに今回の事業における省エネルギー目標を立てること。
- ⑦申込みまでに社内の推進体制を整えること。
- ⑧システム導入後の効果測定の結果（1ヶ月分）を効果測定期間（設備設置から約1ヶ月間）終了後すみやかに国土交通省に提出すること。
なお、効果測定手法については、別紙5を参考に以下の補正を行うこと。
 - タクシーの需要は月毎の変動があることから、季節変動補正を行うこと。
 - デジタル式GPS-AVMシステム導入による効果を的確にするため、システム導入後の「総走行距離あたりの燃料消費量(l/km)」をシステム導入前と同一にする補正を行うこと。
- ⑨国土交通省からの認定を受けた後、NEDOの補助事業によりエネルギー使用合理化支援事業を行うこととなった場合、NEDOの交付決定の際に達成すべきとされた省エネ効果が、効果測定時に、認められないことが明らかとなったときは、当該国土交通省の認定が取り消す場合があるが、このことにつき異議申し立て等を行わないこと及びNEDOに対する補助金交付申請を辞退すること。また、上記について国土交通省に確約書が提出されること。（別紙1参照）
- ⑩補助事業完了後1年間、燃料種別燃料使用量・走行距離の実績を記録し、別紙6-1にて国土交通省へ報告すること。また、補助事業完了後1年間の実績を記録し、データ取得後90日以内に別紙6-2にて国土交通省に速やかに報告すること。
- ⑪補助事業実施前年から補助事業実施の翌年までの各年ごとの月別の燃料種別燃料使用量・走行距離の実績については、補助事業完了後5年間保管すること。
- ⑫NEDOにより採択された後、事業計画の内容を変更した場合、NEDO及び国土交通省に速やかに報告すること。

(3) 補助率

デジタル式GPS-AVMシステムの基地局関連機器導入価格の1／3以内
(補助事業1件当たりの上限は5億円以内)。

2. 公募手続き

申請者はデジタル式GPS-AVMシステム導入計画認定申請書（以下「認定申請書」という。別添参照）を作成し、国土交通省の事業計画認定を受けた上で、NEDOへ申し込みを行う。NEDOでは、審査委員会の選定結果を踏まえて補助事業者を決定し、その事業者名、事業概要等のプレス発表・HP掲載を行う。

なお、国土交通省の認定を受けた事業であっても、NEDOの審査で不採択になる場合もある。

(1) 認定申請期間

NEDOの平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の公募期間の初日から同期間の最終日の8日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日の日数は算入しない）前の日まで。

※この期間は、国土交通省への認定申請の受付期間である。NEDOへの応募（補助申請）の受付期間については、NEDOの平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業の公募要領により確認すること。

(2) 認定申請書の提出先

国土交通省自動車交通局旅客課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

なお、認定申請書の提出にあたっては、地方運輸局又は沖縄総合事務局を経由して提出することができる（別紙2参照）。

(3) 認定の要件

- ・認定を受けようとする者が1.(1)～(2)の要件を満たしていること。
- ・データの分析や適切な指導等を行うことにより、また、GPS-AVMシステムについては、システム対応車両の比率を向上させる等により、省エネルギー効果の確実な発現が見込まれ、省エネルギー目標が確実に達成できること。
- ・事業実施に伴う省エネルギー効果及び費用対効果の計算方法が適切であること。
- ・事業実施後の省エネルギー効果の確認が出来ること。
- ・他のエネルギー使用合理化事業者支援事業に申請している場合にあっては、申請を行う事業ごとに省エネルギー効果の確認が出来ること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2項に掲げる資金を含む。）の対象経費が含まれていないこと。
- ・事業の全体計画が適切であること。

- ・事業実施後、NEDOへの実績報告書の写しを国土交通省に提出すること。

(4) 補助申請手続き

- ・NEDOへの補助金の交付申請については、NEDOの平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業公募要領に従うこと。

(5) 留意事項

- ・NEDOの交付決定を受けた者（補助対象事業者）は、NEDOの交付決定後において、3社以上の競争（著しく困難又は不適當である場合を除く）により、補助対象機器の発注先を決定するものとする。
- ・NEDOの交付決定前に補助対象機器の発注、契約等が行われていた場合には、補助金の交付を受けることはできない。
- ・補助対象経費には「撤去費」は含まれない。
- ・固定資産が計上出来るものを補助対象とする。
- ・補助対象事業者が、補助対象機器の請負業者等に対して補助事業に係る全ての支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了となる。
- ・補助対象事業者は、補助事業の完了日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日いずれか早い日までに補助事業実績報告書をNEDOに提出する必要がある。
- ・NEDOは、補助事業実績報告書の受理後に書類審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定内容に適合すると認めたとき、補助金の額を確定する。
- ・補助対象事業者は補助金の額の確定後に精算払請求書をNEDOに提出し、NEDOは請求書の受領をもって補助対象事業者に補助金を交付する。
- ・補助対象事業者には、補助事業の完了から1年間のデータを記録し、補助事業の内容及び成果の公表が義務付けられる。
- ・認定申請件数が多数の場合には、交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証登録を受けていること及び認定申請前1年間に道路運送法等の違反により事業施設の使用停止以上の行政処分を受けていないこと等を考慮して認定する場合がある。

4. 問合せ先

(1) 国土交通省の事業計画認定

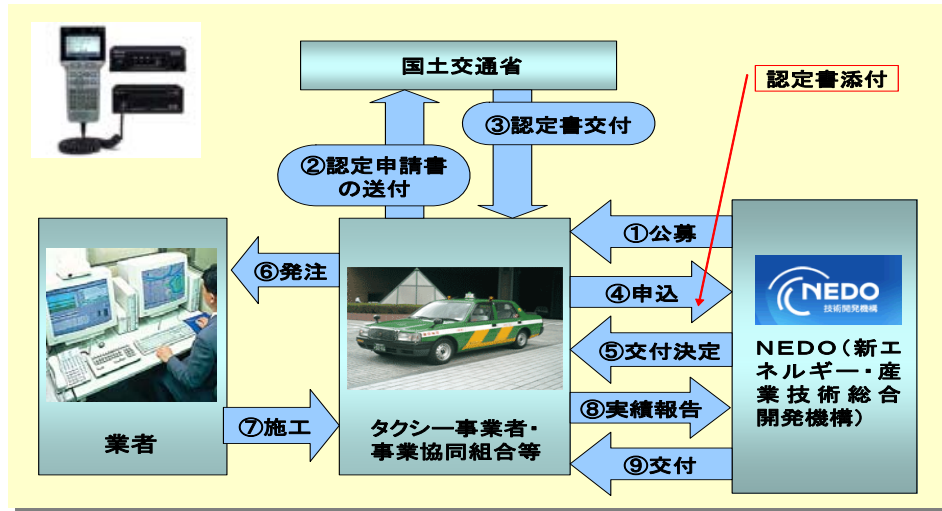
国土交通省自動車交通局旅客課 阿部 (tel:03-5253-8569 fax:03-5253-1636)

(2) 公募要領全般

NEDO省エネルギー技術開発部 (tel:044-520-5282 fax:044-520-5283)

5. その他

○事業のスキーム



補助事業の開始について（NEDOの公募要領より抜粋）

- （１）事業の実施にあたっては、交付決定後において見積依頼、競争入札等を開始し、当該設備に係る設計、調達及び工事等の発注先を決定すること。その際、競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、３社以上の競争により発注先を決定するものとする。
- （２）交付決定時に発注先が決定しているもの及び契約が成立しているものは補助事業の対象外である。

○用語説明

・GPS-AVMシステム

衛星により走行中のタクシー位置を地図上でリアルタイムかつ正確に把握し、道路状況に応じた効率的かつ的確な配車を行うシステム

・CTI (Computer Telephony Integratin)

電話やFAXをコンピューターシステムに統合する技術。タクシーの配車業務については、配車受付と同時に顧客の氏名、住所、乗車履歴等の情報を把握することができる。

別 添

デジタル式GPS－AVMシステム導入計画認定申請書

平成22年度エネルギー使用合理化事業者支援事業に応募するにあたり、国土交通省によりデジタル式GPS－AVMシステム導入計画認定を受ける必要がありますので、別添書類とともに認定を申請します。この申請書及び添付書類の内容は事実と相違ありません。なお、この申請書及び添付書類に事実と異なることがある場合には、認定を取り消されても異議申し立ては一切いたしません。

平成○年○月○日

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

〇〇無線協同組合

理事長 国土 太郎 印

※登録されている印であること。

1. 連絡先

住所 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

役職名 〇〇課長

氏名 国土 次郎

TEL/FAX 03-5253-8569

E-mail xxx-xx@xx.jp

※ 連絡先は、事業全般の内容について、総括的な対応が可能であるとともに、申請書に係る国土交通省からの指示の一元的窓口を担う者とする。

※ 事業協同組合及び共同配車センターにおいては、参加するタクシー事業者及び車両台数を記載した別紙を添付すること。

2. 補助申請に係る事業の名称

デジタル式GPS－AVMシステム普及による省エネルギー事業

3. 補助申請に係る事業の内容

タクシーの配車効率を向上し、迎車走行距離の削減を図るためのCTIを活用したデジタル式GPS－AVMシステムを導入し、……。あわせて運転者への指導、教育等を通じ、無用なアイドリングや急発進、急加速を避ける等、エコドライブの実現を図ることにより、省エネルギー化を推進する。

4. 実施計画

(1) 計画概要

①事業所の全体配置図及び機器の配置図、システム

※ 導入する省エネルギー機器の位置及び台数、補助金交付申請範囲が明示されているもの。別紙3参照。

②導入する省エネルギー機器の機能、仕様、機構図等

※ パンフレット、見積書等を添付すること。

③その他

省エネ法の中長期計画においても、・・・・

※省エネ法上の中長期計画その他の計画を策定している場合はその関係を記載。

(2) 補助対象事業に要する経費

(単位：円)

経費配分 内訳	経 費 使 用 明 細 表				補助率	補助金申請額
	項 目 名	数 量	単 価	使 用 額		
基地局設備	基地局無線設備	1 式	6,300,000	6,300,000	1 / 3	2,100,000
	サーバ	4 台	1,800,000	7,200,000	1 / 3	2,400,000
	クライアント	1 2 台	500,000	6,000,000	1 / 3	2,000,000
	アプリケーション	1 式	1,000,000	12,000,000	1 / 3	4,000,000
	電話関連設備	1 台	1,500,000	1,500,000	1 / 3	500,000
	工事費	1 式	7,500,000	7,500,000	1 / 3	2,500,000
	※撤去費は補助対象外					
基地局設備の合計				40,500,000	計	13,500,000
この度の補助金は、本基地局設備に対して申請するものであります。						

(3) 導入効果等

①省エネルギー効果の計算

・省エネ率： ○○%

・省エネ量： ○○kl

→ 費用対効果 省エネ量(kl)／経費(円) = ○○○(kl/円)

※ 省エネ効果の計算に使用した数値の根拠については別紙4参照

②機器導入後の省エネルギー効果の実測方法、確認方法

・省エネ効果の確認については、デジタル式GPS-AVMシステム機器を導入した後の燃料消費量の合計を原則として前年のものと比較して行う。

③その他

運転者に対して定期的にエコドライブの講習を実施するほか、・・・・。

※ その他の省エネ取組みを記載する。

5. 詳細行程

(1) 補助事業の開始及び完了予定日(別紙7参照)

開始 平成○年○月○日

完了 平成○年○月○日（原則として当年度の1月31日までに完了）

(2) スケジュール表（別紙5参照）

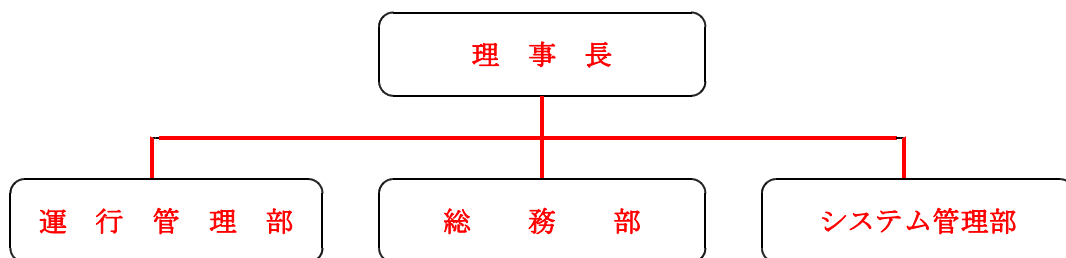
	平成22年									平成23年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
発注・設置												
事業実施												
実績報告												

(3) 収入等予定額明細

負担区分		金額	備考
①	国庫補助金申請額	13,500,000	
②	補助事業者の負担額	27,000,000	(自己資金)
③	借入金		
	合計	40,500,000	

(4) 補助事業実施体制その他事業の実施に関する事項

※ 組織図等で事業者内の事業実施体制や、事業実施にあたって許認可、届出等が必要になる場合の見通し等を記載する。



6. 添付書類

- ☐ 1. 申請者の営む主な事業及びその内容（謄本等）
- ☐ 2. 申請者の資産及び負債に関する事項（決算報告書等）
- ☐ 3. その他補助金の交付に関して参考となる書類（補助対象機器のパンフレット等）
- ☐ 4. 燃料使用量実績の確証（燃料油脂費が記載された事業損益明細表の写し、請求書等）、月毎の迎車回送距離の実績を集計した資料
- ☐ 5. システム導入後に行う効果測定時に省エネ効果が認められないことが明らかの場合、補助金交付申請を辞退する旨等の確約書

この申請書及び添付書類を審査し、デジタル式GPS－AVMシステム導入計画として認定いたしました。

平成 年 月 日

国土交通省自動車交通局旅客課長

